

■収入基準について■

1. 収入基準と計算方法

次の方法により、公営住宅法に定める収入月額（政令月収）を計算します。

入居資格の有無を確認する参考としてください。なお、裁量世帯については、2ページの「裁量世帯について」をご覧ください。

◆所得者が2名以上、また「特別控除」の項目に該当する場合は、【表1】～【表3】の適用になりません。この場合、3ページからの【表4】～【表6】を参照してください。

①給与所得者の場合（申込者の中で給与所得者が1人だけのときの年間総収入）

【表1】

（単位：円）

収入階層	扶養親族数					
	0人	1人	2人	3人	4人	5人
一般世帯	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下
裁量世帯	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下

②年金所得者の場合（申込者の中で年金所得者が1人だけのときの年間総収入）

【表2】

（単位：円）

収入階層		扶養親族数			
		0人	1人	2人	3人
65歳未満	一般世帯	3,028,015 以下	3,534,682 以下	4,041,349 以下	4,495,308 以下
	裁量世帯	3,924,015 以下	4,391,778 以下	4,838,837 以下	5,285,896 以下
65歳以上	一般世帯	3,096,011 以下	3,534,682 以下	4,041,349 以下	4,495,308 以下
	裁量世帯	3,924,015 以下	4,391,778 以下	4,838,837 以下	5,285,896 以下

③事業所得者の場合（申込み者の中で事業所得者が1人だけのときの年間事業所得）

【表3】

（単位：円）

収入階層	扶養親族数				
	0人	1人	2人	3人	4人
一般世帯	1,896,011 以下	2,276,011 以下	2,656,011 以下	3,036,011 以下	3,416,011 以下
裁量世帯	2,568,011 以下	2,948,011 以下	3,328,011 以下	3,708,011 以下	4,088,011 以下

◆裁量世帯について

「裁量世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯のことであり、公営住宅の入居をより容易にするため、収入基準が引き上げられます。

計算後の政令月額が158,000円を超えても、214,000円以下であれば申込みできます。

①60歳以上の世帯

申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方からなる世帯。

②障害者世帯

申込者または同居者に障害者基本法第2条に該当する障害のある方
(身体障害：1～4級、精神障害：1級または2級、療育手帳AまたはB判定)

③戦傷病世帯

申込者または同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3第1款症の方がいる世帯。

④原子爆弾被爆者世帯

申込者または同居者に原子爆弾被爆者に対する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。

⑤引き揚げ者世帯

申込者または同居者に海外からの引き揚げ者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き上げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯。

⑥ハンセン病療養所退所者

申込者または同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者に該当する方がいる世帯。

⑦高校卒業前(相当)の子どもがいる世帯

入居時点で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の子どもがいる世帯。

⑧夫婦の年齢の合計が70歳以下の世帯(事実婚・婚約中の方含む)

入居時点で入居者及びその配偶者の年齢の合計が70歳以下の世帯。

◆所得の計算

①給与所得者1人ずつの年間所得金額の算出表

【表4】

年間総収入金額	所得金額の計算方法
551,000円 未満	所得は0
551,000円 ～ 1,618,999円	(総収入金額) - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	(総収入金額) - 1,950,000円

※端数整理後の金額とは、総収入金額を4000で割った額の小数点以下を切り捨て、4000をかけた数のこと。

②年金所得者1人ずつの年間所得金額の算出表

【表5】

受給者の年齢	公的年金等の総収入金額	所得金額の計算方法
65歳以上の方	0円～1,100,000円	所得は0
	1,100,001円～3,299,999円	(年間総収入金額) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(年間総収入金額) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	(年間総収入金額) - 1,955,000円
65歳未満の方	0円～ 600,000円	所得は0
	600,001円～1,299,999円	(年間総収入金額) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(年間総収入金額) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	(年間総収入金額) - 1,955,000円

※対象となる年金は、厚生年金、国民年金、恩給等の年金で、所得税が課税されるものです。

※給与所得と年金等所得の両方の所得があり、その合計額が10万円を超える方について、上記の所得簡易計算表で計算した給与所得から、次の計算式で計算した残額を控除した額を給与所得とします。

①給与所得(10万円を限度) + ②公的年金等所得(10万円を限度) - 10万円 = 残額(控除額)

◆収入月額の計算

【表4】・【表5】等から算定される所得金額の合計から、【表6】で算定される控除額の合計を減じた金額を、12で除した額が収入月額です。

【表6】 特別控除金額の計算

控除名	控除内容	計算方法
A 基礎振替控除	申込者本人及び入居しようとする親族のうち、給与所得又は公的年金等所得がある方	1人につき10万円 (所得金額が10万円未満のときは、その金額)
B 同居・扶養控除	入居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族	1人につき38万円
C 老人扶養控除	70歳以上の扶養親族または控除対象配偶者	1人につき10万円
D 特定扶養親族控除	扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満の方がいる場合	1人につき25万円
E 障害者控除	身体障害者手帳(3級～6級) 精神障害者手帳(2級～3級) 療育手帳(B判定)	1人につき27万円
F 特別障害者控除	身体障害者手帳(1級～2級) 精神障害者手帳(1級) 療育手帳(A判定)	1人につき40万円
G 寡婦控除	「G ひとり親控除」に該当しない方で、次のいずれかに該当する方 ①夫と離別した後に婚姻していない方で、扶養親族を有する方 ②「夫と死別した後に婚姻していない方または夫の生死が明らかでない方」で、所得が500万円以下の方	1人につき27万円 (その方の所得から基礎振替控除の控除額を減じた額が27万円未満のときは、その金額)
H ひとり親控除	「現に婚姻していない方または配偶者の生死が明らかでない方」で、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	1人につき35万円 (その方の所得から基礎振替控除の控除額を減じた額が35万円未満のときは、その金額)

2. 収入分位

「1. 収入基準と計算方法」で求めた収入月額が、次の収入分位を超える場合は、入居申込みはできません。

区分	収入月額	収入分位
一般階層	0円～104,000円	1
	104,001円～123,000円	2
	123,001円～139,000円	3
	139,001円～158,000円	4
裁量階層	158,001円～186,000円	5
	186,001円～214,000円	6

3. 収入計算表

家族の中に収入のある方が2人以上いる方、又は特別控除対象者がいる方は、4ページの特別控除金額の計算表から導かれた所得金額及び控除額等を次の収入計算表にあてはめ、収入月収月額（政令月収）を計算してみてください。

【所得】

	総収入	控除後の所得
本人	円	円
同居者 A	円	円
同居者 B	円	円
	計	円・・・①

【控除】

A 基礎振替控除	10万円 ×	人 =	円
B 同居・扶養控除	38万円 ×	人 =	円
C 老人扶養控除	10万円 ×	人 =	円
D 特定扶養親族控除	25万円 ×	人 =	円
E 障害者控除	27万円 ×	人 =	円
F 特別障害者控除	40万円 ×	人 =	円
G 寡婦控除	万円 ×	人 =	円
H ひとり親控除	万円 ×	人 =	円
	計		円・・・②

収入月収（政令月収）	上記①及び②から算出	
	$(① - ②) \div 12$ ヶ月 =	円